

(2) 別表 (1～4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

平成30年7月豪雨災害では、記録的な豪雨により肱川本川の水位が上昇し、鹿野川ダム完成後には、道路冠水の経験がない肱川町鹿野川地区が浸水したほか、無堤区間および霞堤箇所からの溢水により菅田地域や大川地域で広範囲の浸水が発生し、柚木地区から下流域の国管理区間においても、7箇所全ての暫定堤防から越流が発生し、東大洲地区では二線堤を越流するなど、上流域から下流域まで広範囲に渡って被害が発生し、浸水面積は約1,372haに達した。今後の災害リスクとしては、この規模の洪水被害を想定している。

平成30年7月豪雨被災事業者数 914事業者 (大洲市全域：大洲市調べ)

(土砂災害)

当市の防災ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、市内全域に点在している。愛媛県の資料によると、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所を合わせると1,965箇所、土砂災害警戒区域は531箇所である。これらの地域では、大雨等による斜面崩壊等が予想される。

(地震)

南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%から80%と予想されている。愛媛県の地震被害想定調査報告によると、南海トラフ巨大地震による市内の最大震度は7、最大津波水位は、長浜港3.8m、出海漁港3.9m、建物被害9,319棟(全壊)、死者数484人と想定されており、そのほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する地震も想定されている。

(その他)

当市は、愛媛県の西部に位置し、県都松山市から約50kmの位置にある。四国縦貫・横断自動車道やその他高規格道路の整備により、松山方面から八幡浜、宇和島、高知方面への玄関口として、広域流通・商業の拠点形成が進むとともに、文化・交流・観光の面でも重要な結節点となっている。

当市の面積は432.2km²で、一級河川肱川とその支流の河辺川が中央を流れ、流域に沿って田畑や集落、市街地が形成されている。中央部には大洲平野が開け、西部は瀬戸内海伊予灘に面している。肱川は、河口が狭隘な上に河川勾配も緩やかであり、多くの支川が大洲盆地に集中するといった特性を持っている。そのため、大雨時には、たびたび洪水被害に悩まされており、河川環境の保全とともに治水対策が進められている。

- ・大洲市地域防災計画

<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kikikanri/23964.html>

- ・大洲市市民防災読本【総合型防災マップ】

<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kikikanri/33089.html>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,418 事業所 (内、当所管内 1,737)
- ・小規模事業者数 1,727 事業所 (内、当所管内 1,339)

【内訳：平成 28 年経済センサス - 活動調査】

業種 (日本標準産業分類中分類)	商工業者数
A～B 農業, 林業, 漁業	27
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0
D 建設業	224
E 製造業	154
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5
G 情報通信業	7
H 運輸業, 郵便業	59
I 卸売業, 小売業	707
J 金融業, 保険業	35
K 不動産業, 物品賃貸業	124
L 学術研究, 専門・技術サービス業	59
M 宿泊業, 飲食サービス業	298
N 生活関連サービス業, 娯楽業	248
O 教育, 学習支援業	77
P 医療, 福祉	192
Q 複合サービス事業	43
R サービス業 (他に分類されないもの)	159

(3) これまでの取組

1) 大洲市の取組

- ・「大洲市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期に実施している。
- ・防災センターや各地区公民館等に備蓄物資（食料、飲料水、発電機、投光器、毛布、簡易トイレ等）を備蓄している。

2) 大洲商工会議所の取組

- ・BCPに関する国の施策の周知。
- ・BCP策定セミナーの開催。(R1.7.2、R1.7.9)
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催。(R2.11.18)
- ・愛媛県火災共済協同組合と連携した火災（自然災害含む）共済への加入促進。
- ・防災備品として、会館に防災グッズ（ヘルメット、簡易トイレ、救急箱等）を備蓄。
- ・大洲市が実施する防災訓練への参加及び協力。
- ・シェイクアウトえひめ（県民総ぐるみ地震防災訓練）への参加。
- ・「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」を県下9商工会議所と締結。
- ・三井住友海上火災保険株式会社とリスクマネジメント対策支援等に関する包括連携協定を締結。
- ・平成30年7月豪雨グループ補助金「大洲商工会議所復興支援グループ」組成。
- ・平成30年7月豪雨型小規模事業者持続化補助金申請支援。採択件数184件。

II 課題

平成 30 年 7 月豪雨災害時においては、関係機関が連携し情報共有を図りながら「きらめく大洲支援プロジェクトチーム」による復興支援を行ったが、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、管内事業所の B C P 策定に対する意識は依然として低く、特に、従業員の少ない小規模事業者の B C P 策定率は低い。

更には、B C P 策定等に関して助言を行える当所経営指導員等の職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - ▼初動対応型 B C P 策定シート（A 3 版 1 枚程度）による B C P 策定 20 社
 - ▼事業継続力強化計画認定 10 社
 - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 20 社
- 《対象共済・保険制度》
 - 火災共済、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険、休業補償プラン、
 - 自動車共済（まごころ共済・西日本自動車共済）、休業対応応援共済、
 - 中小企業倒産防止共済、小規模企業共済、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、当所と愛媛県や大洲市等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

大洲商工会議所では、近い将来発生が予測されている南海トラフ地震や豪雨等の自然災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症のまん延、放射能汚染、大事故、サプライチェーンの途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、円滑な事業継続が行われるよう、当所と大洲市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「大洲市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会、行政の施策紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。
- ・取引先や顧客などの重要情報のバックアップやクラウド活用、書類の管理方法について、指導及び助言を行う。

2) 大洲商工会議所自身の事業継続計画のブラッシュアップ

- ・大洲商工会議所は、令和2年3月に事業継続計画を策定した。今後は、必要に応じて事業継続計画のブラッシュアップを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」を県下9商工会議所と締結。災害を受けた商工会議所並びに被災事業者に対し、相互連携して支援活動を迅速かつ円滑に遂行する。
- ・損害保険会社との連携を強化し、専門家の派遣を依頼して事業者を対象としたBCP策定セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。
- ・支援機関と連携して、BCP策定に向けた専門家派遣を実施する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・大洲市事業継続力強化支援協議会[仮称]（構成員：大洲商工会議所、長浜町商工会、川上商工会、大洲市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、大洲市との連携体制を確認する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・勤務時間中の災害について
 - 発災後10分以内に来客と職員の安否確認を行う。建物については、1時間以内に損傷箇所等を確認する。
- ・勤務時間外の災害について
 - 発災後24時間以内に相談所長に安否および出勤の可否について電話連絡。それをとりまとめ専務理事へ報告する。
- ・確認手段
 - 電話連絡・災害伝言ダイヤル等を活用して、相談所長に報告を行う。
- ・災害対策本部の設置
 - 発災後24時間以内に臨時の災害対策本部を設置し、業務従事の可否や大まかな被害状況、家屋被害、道路状況等を大洲商工会議所と大洲市で共有する。（勤務時間外に災害が発生した場合は、参集メンバーで災害対策本部を設置する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・大洲商工会議所と大洲市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 - （豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

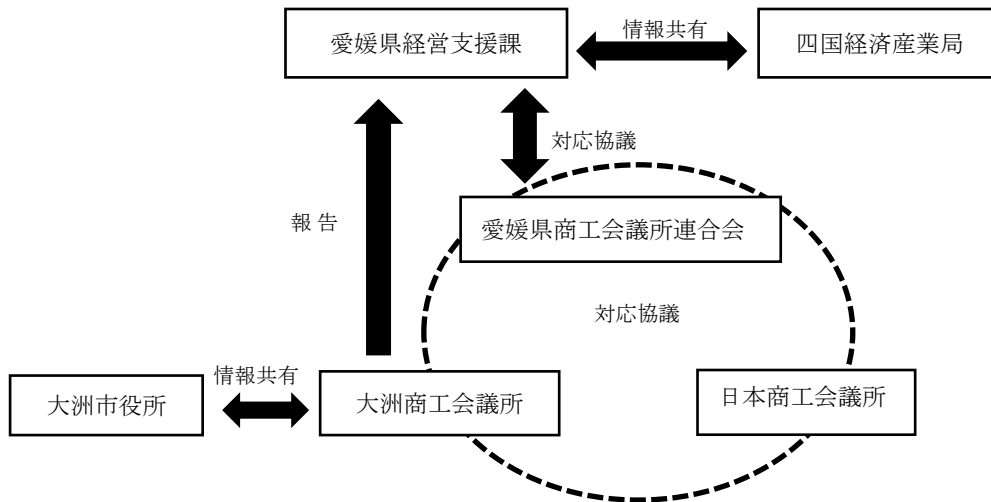
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、大洲商工会議所と大洲市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、大洲商工会議所小規模企業振興委員（16名）等に電話確認するなどして、地区内小規模事業者等の被害情報の迅速な把握、報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動可能な内容について検討する。
- ・大洲商工会議所と大洲市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・大洲商工会議所と大洲市が共有した情報を、愛媛県の指定する様式にて愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・大洲市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し、被害状況をまとめる。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

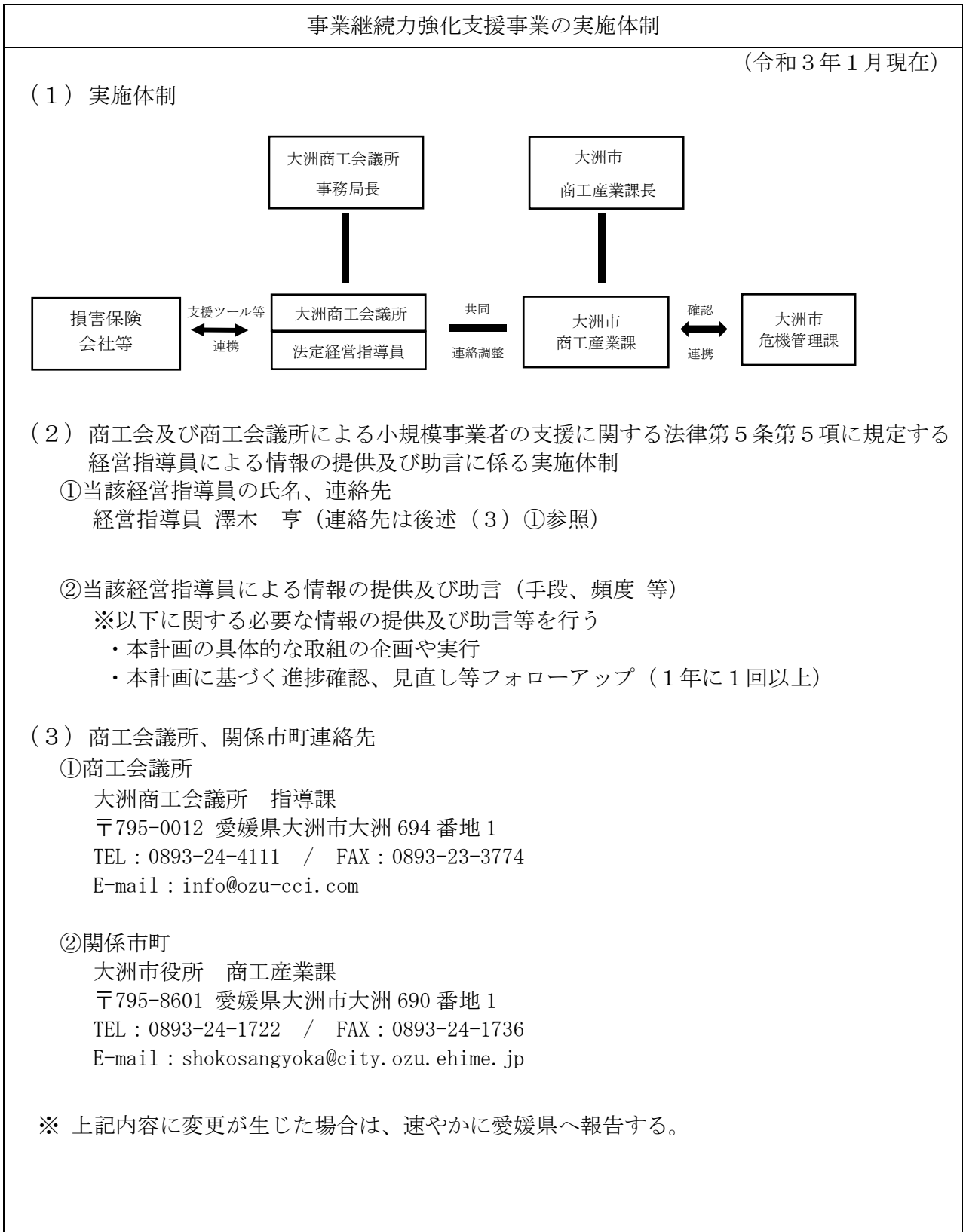
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」に基づき、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会議所連合会に依頼する。
- ・有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、引き続き情報提供を行う。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大洲市補助金、愛媛県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあたっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等